

悪質訪問販売に注意しましょう

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません！

不適正な価格や強引な販売など悪質な訪問販売に注意し、あやしいと思ったらきっぱり断りましょう！

※住宅用火災警報器の訪問販売はクーリングオフ制度の対象です。契約日を含む8日間以内は無条件で契約の解除ができます。

クーリング・オフ制度の詳しい内容や悪質訪問販売に関する問い合わせ・相談先は、

彦根市生活環境課

☎0749-30-6116

彦根市消費生活センター

☎0749-30-6144

滋賀県消費生活センター

☎0749-23-0999



④訪問販売業者をよく確認し、納得した上で代金を払いましょう。